Jukies シェアリングサポート制度(動産)

シェアリングサポートが適用できる場合

Jukiesのサイトでレンタルされたナンバー付きの車両を除く特定の動産において、破損・第三者による盗難・落雷・運送中の事故の際に適用されます。

盗難

※第三者による盗難

落雷

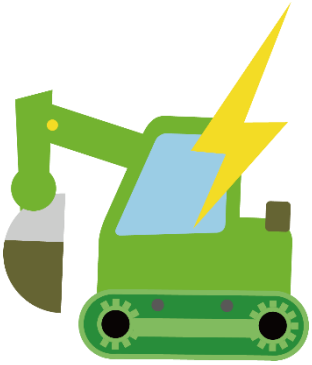

運送中の事故

シェアリングサポートが適用できない場合

- ■故意、重過失、不誠実行為、詐欺・横領による損害
- ■地震、噴火、津波、台風、洪水、土砂崩れ等に起因する事故
- ■戦争、暴動、騒擾による損害
- ■法令違反(無免許、無資格、酒酔い等)
- ■核燃料物質等による損害
- ■盗難等が発生した際に事故現場から警察への届出を怠った場合(事故証明が出ない場合)
- ■事故発生時にJukies事務局及びオーナーへの連絡を怠った場合
- ■紛失、置忘れによる損害
- ■消耗、摩耗、変色、腐食による損害、機能に支障がない損害、消耗品の破損による損害
- ■破損、汚損(塗料、シンナー、生コン、アスファルト等の付着)
- ■タイヤ、クローラー、フォーク、アタッチメント(バケット等)、排土板、ミラー、窓ガラス、管球類等の単独損害
- ■レンタル機械の電機的・機械的事故(落雷による事故は除く)
- ■ベルト、コード、ワイヤーロープ、ホース、チェーン、ドリル、工具等
- ■クレーン作業中におけるブームの単独損害
- ■事故発生の原因が曖昧で、正確な事故発生状況が確認できない場合
- ■他に補償される保険がある場合
- ■自動車などのナンバー付きの車両、船舶、航空機
- ■その他、Jukies事務局加入の保険約款等(本紙を含む)の免責事項に該当する場合